

坂井市水道における包括的民間委託

～全国最大級の業務委託数～



平成27年11月18日

福井県坂井市
上下水道部総務経理課

1. 坂井市の概要

人 口 **93,099 人** (H27.4.1現在)

世帯数 **30,585 世帯** (H27.4.1現在)

面 積 **209.67 km²**



東尋坊

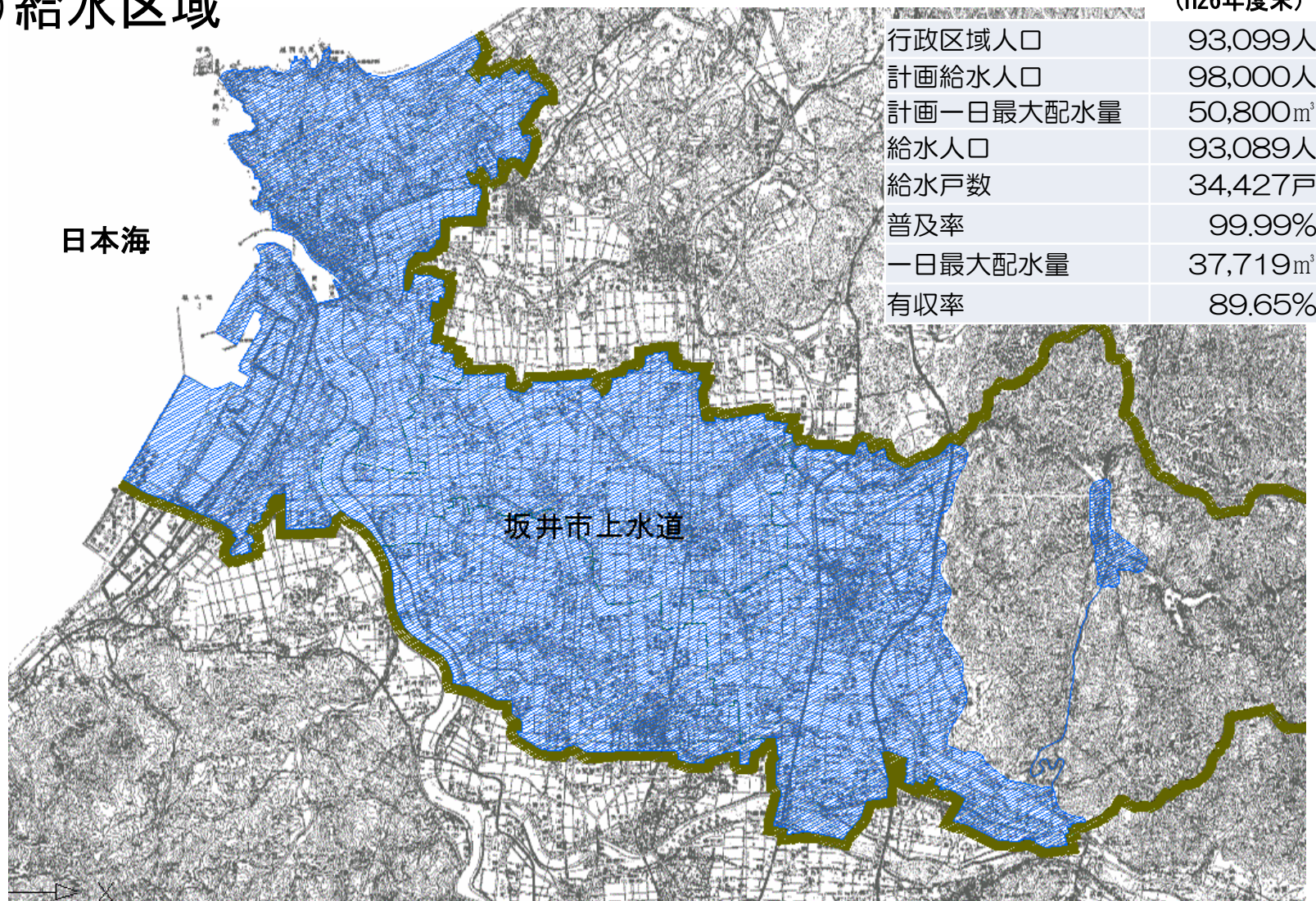


丸岡城



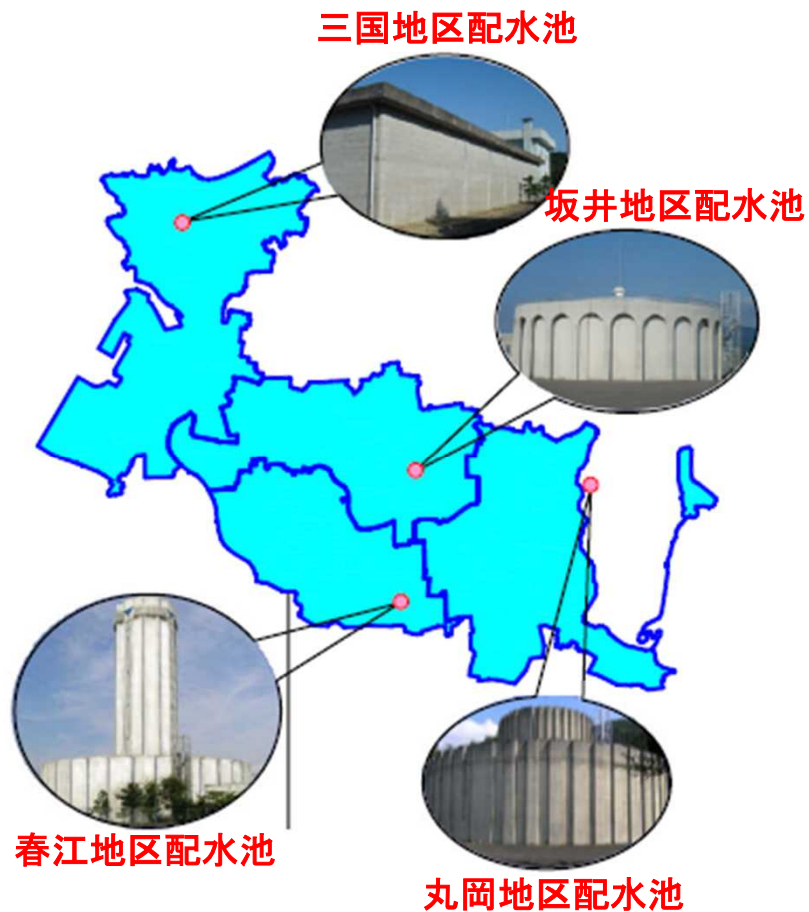
2. 坂井市水道事業の概要

(1) 給水区域



(2) 水道施設の状況

市内4ヶ所の配水池で県営坂井地区水道用水供給事業水(県水)を約28,000m³/日受水し、残り約23,000m³/日を市内20ヶ所に点在する地下水に依存しています。



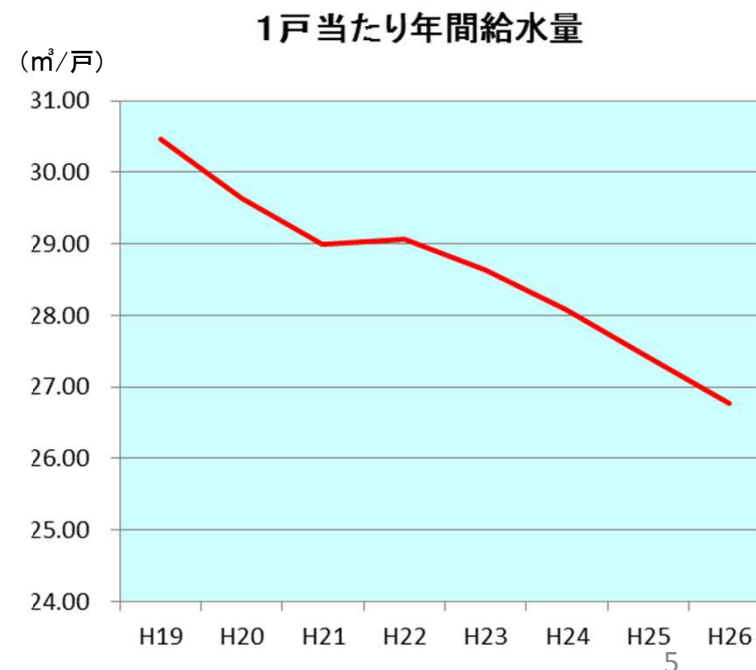
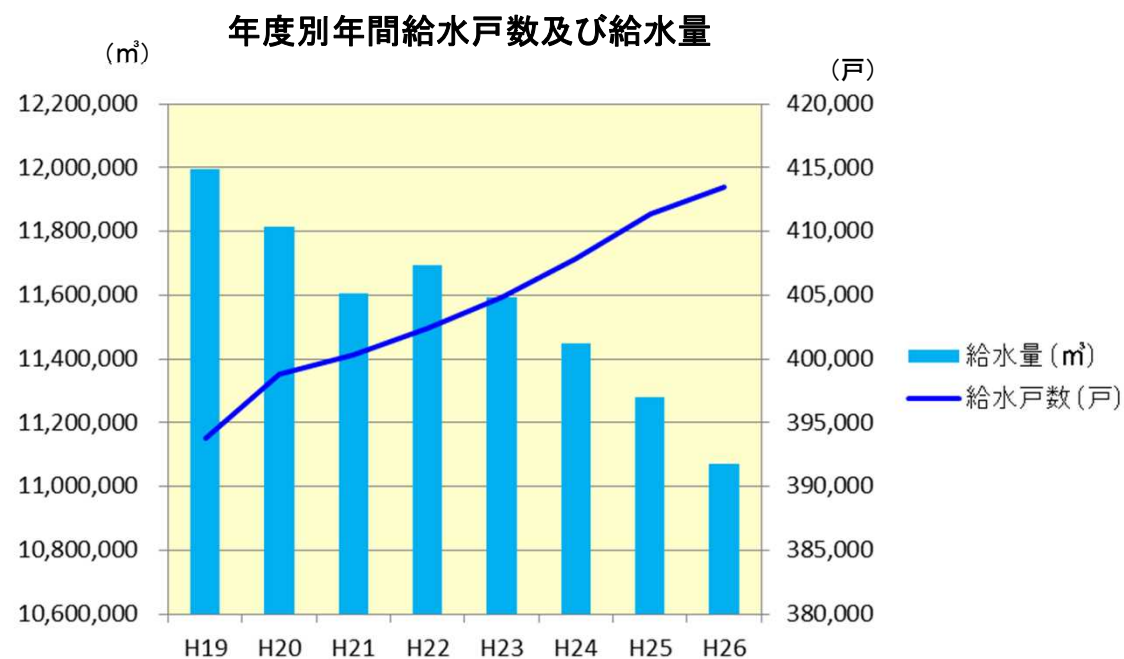
水源水量内訳

単位: m³/日

県 水		27,993	〔 55% 〕	50,800
自己水源	三国地区	6,283	22,807 〔 45% 〕	
	丸岡地区	9,821		
	春江地区	6,003		
	坂井地区	700		

(3) 水道を取り巻く経営環境の変化

年度別年間給水戸数及び給水量等								
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年間給水戸数(戸)	393,813	398,779	400,281	402,453	404,872	407,844	411,329	413,523
年間給水量(m ³)	11,996,261	11,816,184	11,605,034	11,694,713	11,595,441	11,449,565	11,278,686	11,072,684
1戸当たり 年間給水量(m ³ /戸)	30.46	29.63	28.99	29.06	28.64	28.07	27.42	26.78



3. 包括的民間委託の実施に至る背景

- 政府は行財政改革の一環として「民間にできることは民間で」の方針の下
- 「地方公営企業が経営する水道事業については、できる限り民間委託を図るべき」
- 坂井市「坂井市総合計画後期基本計画」に基づき
- 「第二次坂井市行政改革大綱」の中で平成23年度から取り組んできました。
- 議員からの「行財政改革の一環で、上下水道事業の管理運営を民間委託してはどうか」という指摘

- ① 組織統合や業務の一部を民間委託
- ② 施設の老朽化による更新や人口減少と節水型社会の到来
- ③ 地震対策等が求められる社会的責任
- ④ 技術職員の大量退職による水道技術の継承問題

4. 包括的民間委託の定義

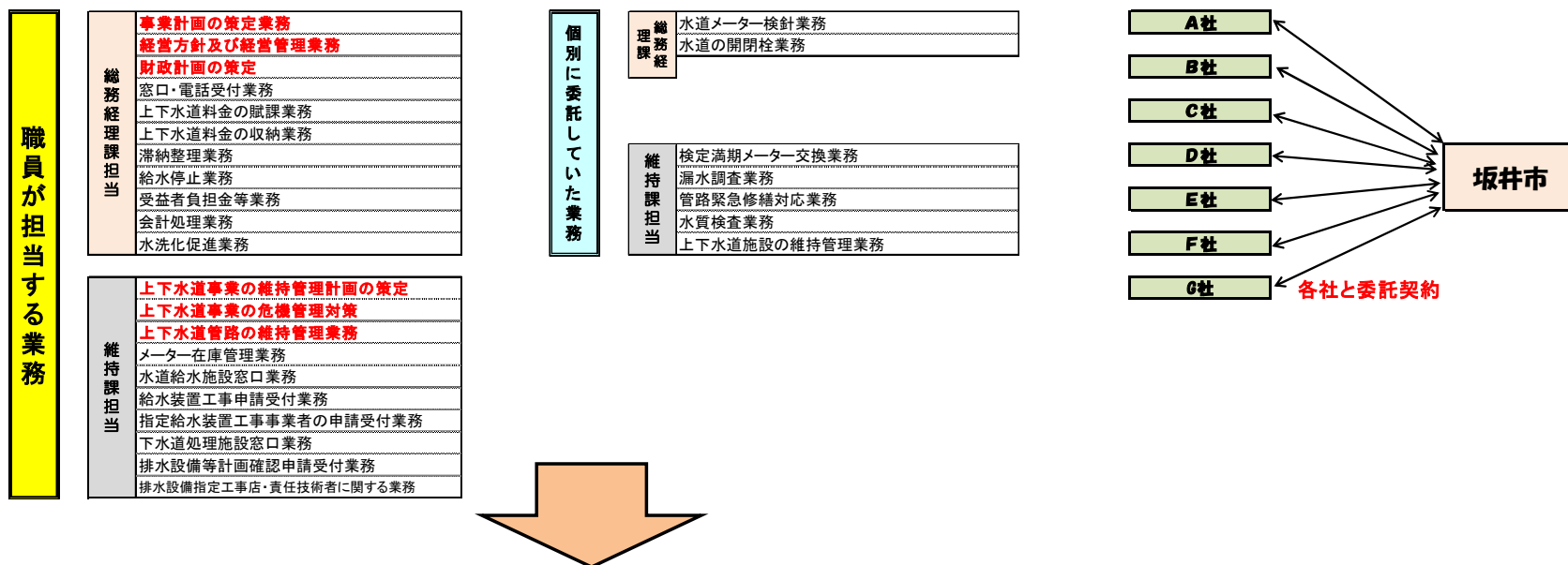
包括的民間委託とは、従来のように個別の業務をバラバラに委託するのではなく、2業務以上を一括して委託することで、本来の民間ノウハウを活用し、効率性を高めようというものです。（イメージ図を参照）

包括的民間委託しても、決して丸投げではなく、水道管理者としての責任は市にあり、高度な技術力を有する受託者の業務を指導・監督するには、それ以上に高い技術力が市職員に要求されます。

現在、全国で400近くの水道事業体において包括的民間委託を実施しております。

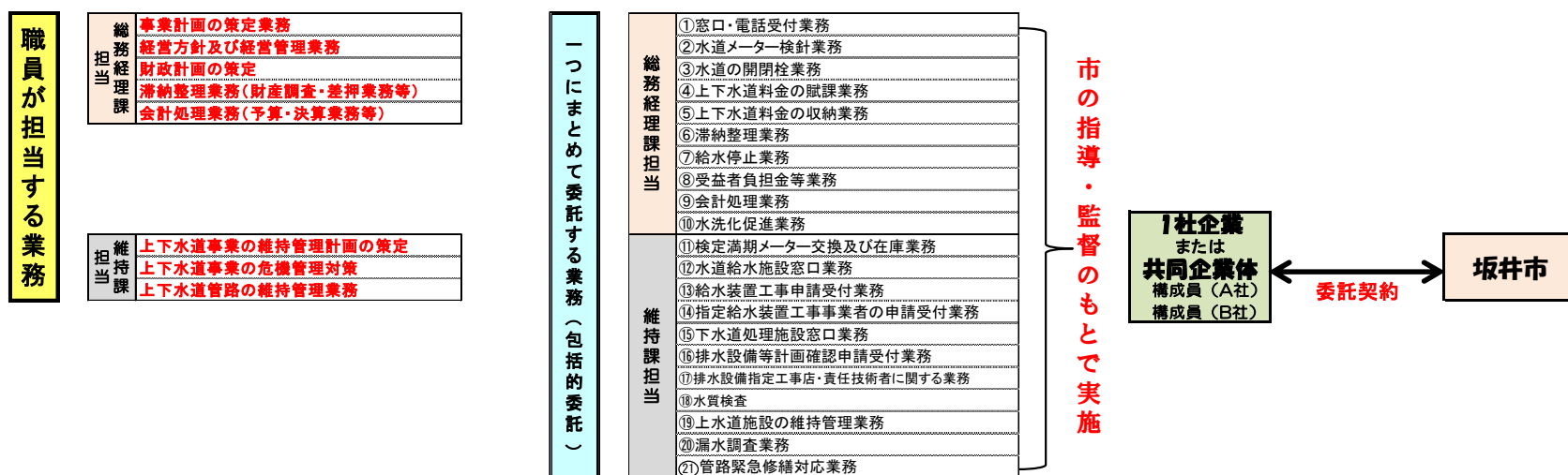
【 包括的民間委託前と委託後のイメージ 】

《委託前のイメージ》



《包括的民間委託後のイメージ》

包括的民間委託しても、決して丸投げではなく水道管理者としての責任は市にあり、市の指導・監督のもとで業務を行います



5. 包括的民間委託の目的（メリット）

- ① 市民サービス及び窓口サービスの向上
- ② 収納率の向上
- ③ 民間の専門性の高いノウハウの導入
- ④ 地元の市民及び事業者の活用による地域雇用の創出
- ⑤ 職員人件費の削減

6. 坂井市の包括的民間委託の特徴

〔料金関連業務〕(総務経理課所管) 〔工務関連業務〕(現整備課所管)

- ① 窓口・電話受付業務
- ② 水道メーター検針業務
- ③ 水道の開閉栓業務
- ④ 上下水道料金の賦課業務
- ⑤ 上下水道料金の収納業務
- ⑥ 滞納整理業務
- ⑦ 給水停止業務
- ⑧ 受益者負担金等業務
- ⑨ 会計処理業務
- ⑩ 水洗化促進業務
- ⑪ 検定満期メーター交換及びメーター在庫管理業務
- ⑫ 水道給水施設窓口業務
- ⑬ 給水装置工事申請受付業務
- ⑭ 指定給水装置工事事業者の申請受付業務
- ⑮ 下水道処理施設窓口業務
- ⑯ 排水設備等計画(変更)確認申請受付業務
- ⑰ 排水設備指定工事店・責任技術者に関する業務
- ⑱ 水質検査
- ⑲ 上水道施設の維持管理(平成28年度より委託)
- ⑳ 漏水調査業務
- ㉑ 管路緊急修繕対応業務

【坂井市と先進自治体の民間委託業務内容比較】

業務名	業務名 (人口)	坂井市	群馬県 太田市	兵庫県 丹波市	福島県 須賀川市	宮城県 南三陸町	福岡県 糸島市
		93,099	221,988	67,248	77,970	14,068	99,877
料金関連業務	1. 窓口・電話受付	●	●	●	●	●	●
	2. 水道メータ検針	●	●	●	●	●	●
	3. 水道の開閉栓	●	●	●	●	●	●
	4. 上下水道料金賦課	●	●	●	●	●	●
	5. 上下水道料金徴収	●	●	●	●	●	●
	6. 滞納整理	●	●	●	●	●	●
	7. 給水停止	●	●	●	●	●	●
	8. 受益者負担金	●	●	●			●
	9. 会計処理	●	●				●
	10. 水洗化促進	●			●		●
工務関連業務	11. 水道メータ取替え	●	●		●	●	●
	12. 給水施設窓口業務	●	●	●	●		●
	13. 給水装置工事申請受付	●	●	●	●	●	●
	14. 指定給水装置工事事業者の申請・受付	●	●	●			●
	15. 下水道処理施設窓口業務	●	●	●			●
	16. 排水設備工事申請受付	●	●	●			●
	17. 排水設備指定工事店の申請・受付	●	●	●			●
	18. 水質検査	●	●		●	●	
	19. 上水道施設の維持管理	●	●	●	●	●	
	20. 漏水調査業務	●	●	●		●	
	21. 管路緊急修繕対応業務	●	●		●		
業務数		21	20	16	14	12	17
主な委託先		明電舎 フジ地中情報	明電舎 ジェネッツ	フジ地中情報	明電舎 ジェネッツ	フジ地中情報	NJS E&M
委託期間		H27.4～	H24.4～	H26.4～	H26.8～	H26.4～	H23.4～
委託期間（年）		5	5	5	5	5	5

7. ⑬上水道施設の維持管理に係る委託形態

《一部業務委託（水道法 法定外委託）》・・・坂井市の場合

概要：水道事業者の責任のもとで従来から行なわれている業務委託をいう。

近年は受託者の創意工夫を活用する手法として相互の関連性の強い業務をまとめて一括発注したり、業務の要求水準を履行責任とした性能発注がみられる。

責任範囲：水道法上の責任は全て水道事業者にあり、受託者には契約上（私法上）の責任がある

水道技術管理者の配置：委託側：必要、受託側：不要

《第三者委託（水道法 法定委託）》

概要：平成14年4月に施行された改正水道法（第24条の3）により創設された。

水道事業における管理体制強化の一つとして、水道の管理に関する技術上の業務について、水道法上の責任を含め、第三者に委託できる制度。

責任範囲：水道法による第三者委託は、水道法上の責任を伴う技術上の業務の委託である。

委託の範囲において、受託者に水道法の規定が適用され、委託側にはその部分の規定が適用されない。

技術管理者の配置：委託側：必要又は不要、受託側：必要

8. 委託契約の概要

(1) 業務執行場所

春江総合支所 3階庁舎（前 総務経理課事務所）

(2) 委託期間及び委託額

①期 間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで5年間

②委 託 額 618,969千円／5年

③年度別内訳 平成27年度 102,981千円（上水道施設の維持管理業務は含まず）
平成28年度以降 128,997千円

(3) 委託先

株式会社 明電舎 （代表構成員）
フジ地中情報株式会社
坂井市管工事業協同組合
三谷コンピュータ株式会社 共同企業体 お客さまセンターの従事者 10名

(4) 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 選定委員（7名） （総合評価方式に準じて学識経験者等市役所外部から2名の選定委員を含む）

副市長、上下水道部長、上下水道部3課長、地元の大学教授(外部)(委員長)、税理士(外部)

9. 費用対効果（財政的效果）

（1）経費の縮減効果（予定）

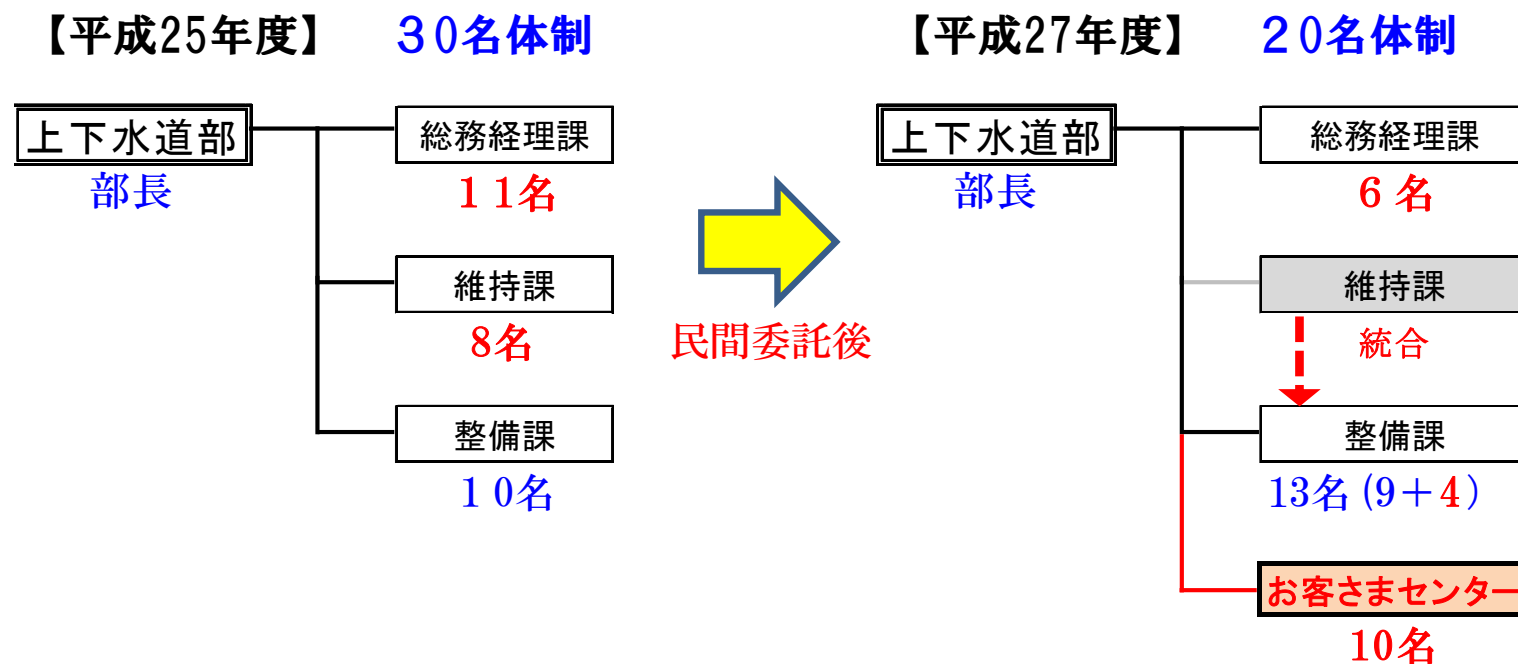
委 託 前		委 託 後	
項 目	金 額(千円)	項 目	金 額(千円)
職員人件費(19人)	157,000	職員人件費(10人)	90,000
メーター検針委託料	17,000	業務委託料（包括的民間委託）	129,000
開閉栓委託料	7,000		
メーター取替委託料	13,000		
漏水調査委託料	12,000		
水質検査	17,000		
上水道施設の維持管理	26,000		
合 計	249,000	合 計	219,000

効果額 30,000千円／年

(2) 職員数の削減効果

平成25年度	平成27年度
上下水道部全体 30名	上下水道部全体 20名
うち民間委託21業務に係る職員19名 (総務経理課、維持課)	うち民間委託21業務に係る職員10名 (総務経理課、維持課)

(民間委託により職員 9 名減)



(注) H27.4.1から維持課は整備課に統合されました

10. 包括的民間委託の実施までのスケジュール

年・月・日	内 容
平成23年 6月28日(火)	先進地視察(石川県加賀市)
平成25年 4月25日(木)	先進地視察(福井市)
平成25年 6月 4日(火)	先進地視察(福岡県糸島市)
平成25年 6月 5日(水)	先進地視察(福岡県宗像事務組合)
平成25年11月 5日(水)	産業建設常任委員会への提案(概要説明)
平成25年11月11日(月)	12月議会への提案(概要説明)
平成25年11月25日(月)	先進地視察(群馬県太田市)
平成25年11月26日(火)	先進地視察(宮城県南三陸町)
平成25年12月12日(木)	産業建設常任委員会への包括的民間委託実施の提案説明(詳細説明)
平成26年 1月15日(水)	議会定例協議会への包括的民間委託実施の提案説明(詳細説明)
平成26年 4月 4日(金)	包括的民間委託事業選定委員会設置(7名(市職員5名、外部2名))
平成26年 6月11日(水)	第1回選定委員会の開催(業務仕様書、実施要項等の承認)
平成26年 7月 1日(火)	プロポーザル参加事業者の募集(市のホームページにて)
平成26年7月10日(木)、11日(金)	現地(上水道施設)見学会の開催
平成26年 7月18日(金)	参加表明締切
平成26年 8月29日(金)	プレゼンテーションの実施、第2回選定委員会の開催(優先交渉権者の選定)
平成26年 9月 8日(金)	プロポーザル選定結果の公表(市のホームページにて)
平成26年9月16日～10月17日	優先交渉権者との契約に係る協議(計7回)
平成26年10月27日(月)	委託契約の締結
平成26年10月～平成27年3月	業務引継
平成27年 3月31日(火)	「坂井市上下水道お客さまセンター」の開所式
平成27年 4月 1日(水)	委託業務開始(市による指導・監督)、毎月1回定例会の実施

11. 包括的民間委託で想定された課題・問題点及び対応策

課題・問題点	課題・問題点の内容	対 応 策
1 情報の未達	国や県の通知・通達、市役所として共通で対応すべき通知は民間企業へは送られないので、常に関係機関のホームページのチェックを義務付けするが、十分な情報を得る事が困難な場合もある。	常に必要な情報を委託先へ通知する。
2 研修参加への制限	委託業者は、国の関係機関や公共が開催する研修に参加することができない。	必ず市職員が出席し、内容を十分伝達する。
3 職員スキルの低下	業務を委託することにより市職員自身の業務内容等の知識・能力低下が懸念される。	市職員が委託業者をしっかりとモニタリングしながら、逆に民間のノウハウを吸収することでスキルアップが図れると考えております。 たとえ民間に委託しても、これまでどおり水道事業に係る調査・研究・研修を継続し続けて行きたいと考えております。水道部職員の技術力低下、技術継承、人材育成については、日本水道協会など各種の研修等に参加して、技術力の低下を防ぐことにしています。
4 事務・技術の継承問題	委託内容がわかる職員が在籍している間は、管理・監督が可能であるが、人事異動により十分な管理・監督ができないおそれがある。	職員課と協議しながら比較的長い異動のサイクルで対応し、業務マニュアルを活用しながらその中で次の管理・監督する職員を育てていきたいと考えております。
5 情報の漏えい	水道使用者等に係る情報等が漏えいする恐れがある。	プロポーザルの参加条件に、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者を認定するプライバシーマーク取得等個人情報保護に関する指針を定めていることや事業者における情報セキュリティを管理するための情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際規格の認証を取得していることなどを参加条件にする予定です。また事務所に勤務する人には、それぞれ個人情報に関する誓約書を書かせる予定であります。
6 委託業務のグレーゾーン	市と委託業者との業務や責任範囲を明確にしないと市民に迷惑をかけることにもなる恐れがある。	契約書に市と委託業者との業務範囲及び責任の範囲を具体的に明記することでなくなると考えております。また日常業務においては、毎月定期的な連絡・調整会議を開催することで意思の疎通を図っていききたいと考えております。
7 災害時の対応	災害発生時に少ない上下水道部職員だけでは、迅速な水道施設及び機能の復旧、市民への応急給水活動が困難なことが想定される。	災害の際の機動性は、委託事業者との連携で一層強化されていると考えております。委託業者と「災害時における応援に関する協定書」を締結し、地震、風水害等による災害時に相互に協力して応援対策を円滑に実施したいと考えております。 災害発時に市職員だけでは、迅速な水道施設及び機能の復旧、市民への応急給水活動が困難なことが想定されるが相互連携することで全国各地から必要なマンパワー及び資機材等の確保が可能となり更なる防災体制の強化が期待できます。
8 委託業者が倒産した場合等	委託業者の財務状況が脆弱な場合に不安がある、または倒産した場合に業務が停滞する恐れもある。	これまでも先進自治体において受託者が倒産したという事例はありませんが、何れの事業体も契約書上で契約解除並びに損害賠償請求を規定しているほか、当面は事業体自ら給水サービスを行い、早急に新たな受託者を決定するとしており、また受託者の選定は当該委託業務の入札に参加した事業者との交渉によるものとしています。 本市においても、先進事業体の契約事例に基づき、受託者が倒産した場合、当面は市が給水義務を履行しますが、受託者を選考する委員会次第の評価を受けた事業者との交渉などにより、速やかに契約を締結し、需要者に対し水道サービスを履行するとともに、倒産した受託者に損害賠償請求を行います。このような事態を起こさないためにも、しっかりとした選定基準を設け、選定委員会等を設置いたしまして、その中で外部からの有識者、学識者2名を含めた7名の選定委員でしっかりと業者を選考していききたいと考えております。

【お客さまセンターの風景】（庁舎出入口）



【お客さまセンターの風景】（3階フロアー）



【お客さまセンターの風景】（センター出入口）



【お客さまセンターの風景】（センター内）



【お客さまセンター及び総務経理課の風景】



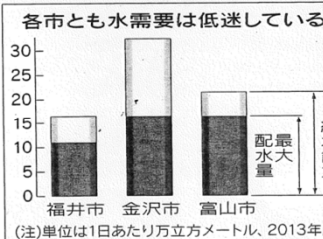
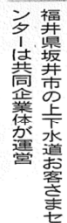
【上下水道部総務経理課の風景】



職員削減の効果

福井県坂井市の春江総合支所に1日誕生した「上下水道お客さまセンター」。市民や業者の応対にあたるのは、明電舎を代表とする共同企業体の社員だ。3月までは同じ場所、市職員が業務にあたっていた。

人口減、水余りが深刻に



自治体 民間委託や管理一元化

「ガス、水道など他の」
事業と一体的経営して
コスト削減に努めてき
た（企業局）。今年度
からはさらに、割高な石
川原の水道から受け取る
水量を減らし、割安な
市水源割合を高めるな
ど、一層の経営効率化を
目指して、水道のコス
ト削減に努めてきた。1994年にはほぼ2割に
削減された。今年度は、
給水は同タムは交ぜな
いとして、建設の一部
として若狹町は約5億
円、小浜市は約1億円を
負担しており、水道のコ

削減へ管理部門をガス事がある。同市は同ダムの水を使うには新たな浄水場建設も必要になる。範囲を拡大してきた。

各自治体は経営の効率化を進める一方、水不足時代に計画されたダムが能力を確保する必要がある。今になって経営に重くの

しかるケースもある。ただ、過大な供給能力はコスト上昇につながり、住民の負担が増す。将来の必要量を見通しながら進められている河内

害を起こした北川水系の洪水対策とともに、同町と同県小浜市の水源などの役割がある。

おわりに

本市の取組が、水道事業体が抱える課題解決に向けた
官民連携のモデルの一つとして参考になれば幸いです。

ご清聴ありがとうございました